

要介護認定者への障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳の交付を受けていない方でも確定申告時に村が交付する障害者控除対象者認定書を提示することで、本人又は扶養者が障害者控除を受けることができます。

対象者 認定基準日の令和6年12月31日時点で、1と2に該当する方
1. 65歳以上の方で、認知症及び身体の障害が認定基準に該当している方
2. 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳)の交付を受けていない方

申請方法 福祉課へ「障害者控除対象者認定申請書」を提出

必要なもの 介護保険被保険者証、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

お問い合わせ:福祉課 高齢者福祉係 ☎966-1207

高齢者のおむつ代の医療費控除を受けている方へ

おむつ代の医療費控除の証明書が役場で取得できます!

紙おむつ代は通常、医療費控除の対象にはなりません。おむつを6か月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められる場合には、確定申告などで医療費として申告することができます。

その際、今までは医師が発行したおむつ使用証明書の添付が毎年必要でした。今後は紙おむつの医療費控除を受けるのが2年目以降の方に限り、恩納村が発行するおむつ代の医療費控除事項証明書が必要書類として認められるようになります。

対象者 ①収入があり、所得税を納めている方
②介護認定を受けていて、医師におむつの使用が必要と認められた方
③おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方

※発行できない場合もありますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ:福祉課 高齢者福祉係 ☎966-1207

健康に関するアンケートにご協力をお願いします。

現在、恩納村では「恩納村健康増進計画 第2次健康おんな21」の見直し作業を行っております。そこで、村民の健康に関するアンケート調査を行っています。

アンケート内容は「あなた自身」「食生活・生活習慣」「身体活動・運動」「休養・ストレス」「飲酒」「喫煙」「歯・口腔」「健診等」の8分野、39問です。約10～15分ほどで答えられる内容です。

スマートフォンやパソコンから簡単に回答できます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは
恩納村 健康おんな21
で検索してください。



お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217

人事異動

小波津 博美(村民課) 12月31日退職

